

参考資料 1

恩賜箱根公園の震災時対応の考え方

－ 目 次 －

第1章 はじめに

第2章 県立恩賜箱根公園の位置づけ

2－1 各種計画での位置づけ

- (1) 神奈川県地域防災計画
- (2) 箱根町地域防災計画

2－2 関係者の役割

- (1) 神奈川県地域防災計画における県と市町村の責務
- (2) 県立都市公園内で想定される役割分担

第3章 震災時対応

3－1 震災発生時の対応の流れ

3－2 指定管理者の対応体制

- (1) 初動時の配備体制
- (2) 時系列別の対応
- (3) 情報の連絡体制

3－3 公園施設について

- (1) 公園施設状況
- (2) 物資の備蓄状況

第4章 指定管理者が行う平常時における防災への取組

4－1 震災時利活用施設等の維持管理

- (1) 施設の日常点検
- (2) 備品類の日常点検

4－2 意識向上と行動訓練

- (1) 意識向上の取組
- (2) 行動訓練

資料編

報告様式1（初動体制）、報告様式2（被災状況）

情報提供（園内への広報する内容、広報の方法）

管理事務所安全確認チェックリスト

第1章 はじめに

この「震災時対応の考え方」は、県立恩賜箱根公園の有する防災機能を発揮させるために、県及び指定管理者が取るべき対応をまとめ、情報を共有し、平常時から備えるために作成したものである。

本考え方では、地震発生から3時間後までを「初動時」、地震発生から3日後までを「緊急時」、それ以降を「復旧・復興時」とし、それぞれのステージでの対応を記載している。併せて、指定管理者が行うべき平常時における防災の取組も記載している。

「震災時対応の考え方」は、県及び箱根町の地域防災計画との整合を図るとともに、県立恩賜箱根公園の持つ特性を踏まえており、地域防災計画や公園整備計画等の改定に合わせて適宜更新する。

第2章 恩賜箱根公園の位置づけ

2－1 各種計画での位置づけ

(1) 神奈川県地域防災計画

地震災害対策の計画的な推進、都市の安全性の向上、災害時応急活動事前対策の充実、災害時の応急活動対策、復旧・復興対策、南海トラフ地震臨時情報発令時の対応の6章から構成されている。

都市公園についての具体的な記述は以下の3箇所である。

第2章 都市の安全性の向上

第2節 防災空間の確保

- 県は、県立都市公園の新規整備及び既存公園の拡充を推進するとともに、延焼火災からの避難、救援活動、避難者の比較的長期な滞在利用等が想定される都市公園については、市町村との役割分担を踏まえて施設整備（災害種類別の「指定緊急避難所」や「指定避難所」の指定表示や避難誘導表示、入口部等への太陽光発電の照明設備、非常用電源設備、情報通信設備、飲料水・消火用水確保施設、備蓄倉庫、災害時の諸活動の拠点となるパークセンター等）を進めるとともに、バリアフリー化の取組を進めます。
- 県は、市町村、防災関係機関、地域住民と連携・調整し、県立都市公園ごとに来園者の避難誘導や避難者の受入対策などについて検討し、地震発生からの時間の経過に応じた震災時の県立都市公園利用計画などを策定し、利用者の安全確保と避難誘導、適切な救援活動支援等のために、ハザードマップやマニュアル整備、避難訓練の実施等に取り組みます。

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第5節 避難対策

- 県は、市町村、防災関係機関、地域住民と連携・調整し、県立都市公園ごとに来園者の避難誘導や避難者の受入対策などについて検討し、マニュアルづくりや防災訓練の実施に取り組みます。

第5章 復旧・復興対策

第2節 復興対策の実施

- 県及び市町村は、被災市街地・集落の復興における基盤整備の方針、計画、整備手法などと調整を図り、公園・緑地の復旧・復興方針を作成します。また、都市計画決定されている公園緑地の整備を進め、既存公園に防災施設の整備・拡充を行うとともに、防災拠点となる公園を整備します。

神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）令和2年3月

(2) 箱根町地域防災計画

① 恩賜箱根公園の指定、協定等の状況（令和2年3月現在）

項目	指定状況	備考
避難関係	指定なし	
救助・救援活動関係	広域応援活動拠点 (神奈川県災害時広域支援計画)	駐車場等
復旧・復興関係	指定なし	

② 恩賜箱根公園周辺の防災関連施設の配置図（箱根町HPより参照）



③ 恩賜箱根公園周辺の指定施設

区分	施設名称	役割、設備、機能
避難所	箱根地域スポーツ施設	避難するための体育館や公民館などの公共建物
避難所	箱根幼稚園	避難するための体育館や公民館などの公共建物

2-2 関係者の役割

(1) 神奈川県地域防災計画における県と市町村の責務

県：市町村を包括する広域的な自治体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、その総合調整を行う。

市町村：防災の第一義的責任を有する基礎的な自治体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震被害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施する。

事務又は業務（抜粋）	県	市町村
組織の整備、知識の普及・教育、訓練の実施	○	○
防災施設の整備、防災に必要な物資・資機材の備蓄	○	○
地震に関する情報の収集、伝達及び広報	○	○
被災者に対する救助及び救護	※	○
避難対策		○
消防活動その他の応急措置		○
緊急輸送の確保、交通規制、その他社会秩序の維持	○	

※市町村への応援、災害救助法に基づく被災者の救助

(2) 県立都市公園内で想定される役割分担

地域防災計画を基に想定される公園内での役割分担は下表のとおり。なお、被災時には状況に応じて県民、利用者の安全や生活の確保を第一に、それぞれが臨機応変に対応するものとする。

事務又は業務	指定管理者	設置管理許可施設等※1	県小田原土木センター	箱根町
被災状況等の把握	◎公園内	◎施設内	○	○
園内への情報提供	◎	◎施設内	○	○
公園利用者の避難誘導	◎	◎施設内		○
周辺住民の避難誘導				◎
園内負傷者への救急措置	○ 応急措置	○ 施設内 応急措置		◎
公園施設の提供	◎	◎施設内	○	
避難場所の運営※2	○	○施設内	○	○
滞留者への必要物資の提供	◎ 保管・提供	◎施設内	○ 物資の用意	○
救助・救援活動への支援	○	○施設内	○	○
公園施設の復旧	◎応急措置	◎施設内	◎本格復旧	
平常時 維持管理	◎	◎施設内	○	
意識向上、行動訓練	◎	◎施設内	○	○

◎：主体的な活動、○：協力、支援、連携する活動

※1 設置管理許可施設がある場合の施設管理者

※2 市町村の地域防災計画で、避難場所等に指定されている場合

【参考1】 県小田原土木センターの配備基準

	配備基準	配備体制	要 員	参集の有無	
管内震度	 震度5弱	第1次応急体制	第1次応急要員	配備基準に応じて要員が参集する。	
	ツナミ津波警報				
県内震度	 震度5強	第2次応急体制	第2次応急要員		
	県内に大規模な災害が発生	第1次本部体制	第1次本部要員		
	 6弱以上	第2次本部体制	第2次本部要員 (全職員)		
	県内全域に大規模な災害が発生				
	オオツナミ津波警報				

※この配備基準は、「地震時行動マニュアル(案) 神奈川県県土整備局」に記載されている県土木事務所等の配備基準(一部抜粋)を示したもので、参考までに記載している。

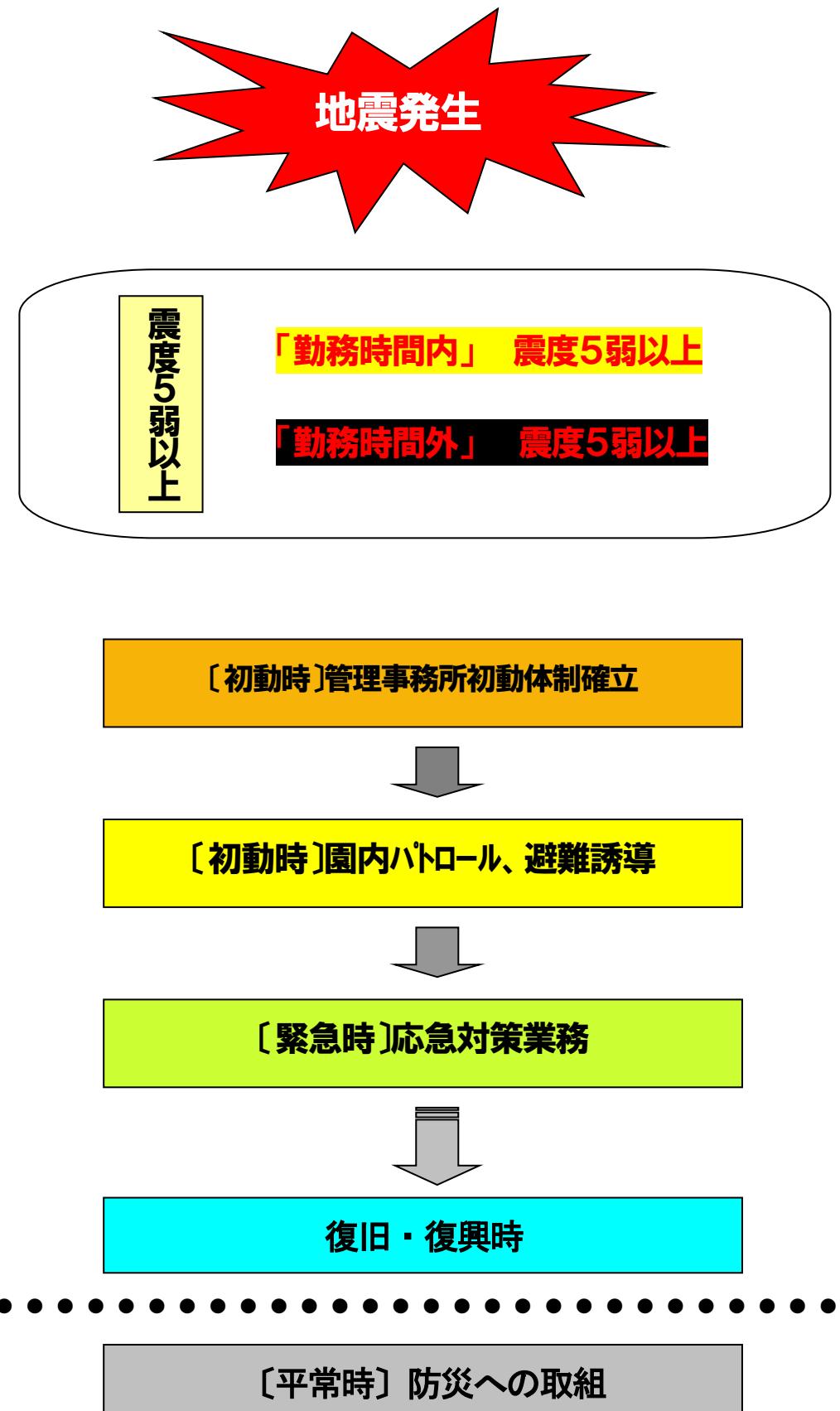
【参考2】 津波警報・注意報の分類

	巨大地震での表現	数値での発表(発表基準)
大津波警報	巨大	5m(3m<高さ≤5m)、10m(5m<高さ≤10m)、10m超(10m<高さ)
津波警報	高い	3m(1.0m<高さ≤3.0m)
津波注意報		1m(0.2m<高さ≤1.0m)

【参考3】 主な施設の標高

湖畔展望館	約766m	駐車場	約737m
-------	-------	-----	-------

第3章 震災時対応
3－1震災発生時の対応の流れ



3-2 指定管理者の対応体制

(1) 初動時の配備体制

※勤務時間内に震度5弱以上の地震が発生した場合、次の体制を確保すること。

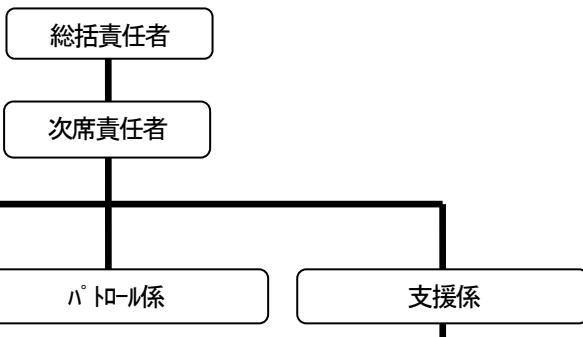
勤務時間内

箱根町で

震度5弱以上

県内どこかで

震度5強以上または大規模な災害が発生



係	主な業務
連絡係	情報の収集と報告、関係機関との連絡調整 等
パトロール係	園内巡視、被害状況把握、来園者誘導、応急対策実施等
支援係	管理事務所での建物点検、救護、物資の管理、滞留者への対応 等

※各係の人員等については、指定管理者において適切に配置すること。

勤務時間内 震度4

箱根町で 震度4

30分以内にパトロールを開始、終了次第、県小田原土木センターへ報告

※勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生した場合、次の体制を確保すること。

勤務時間外

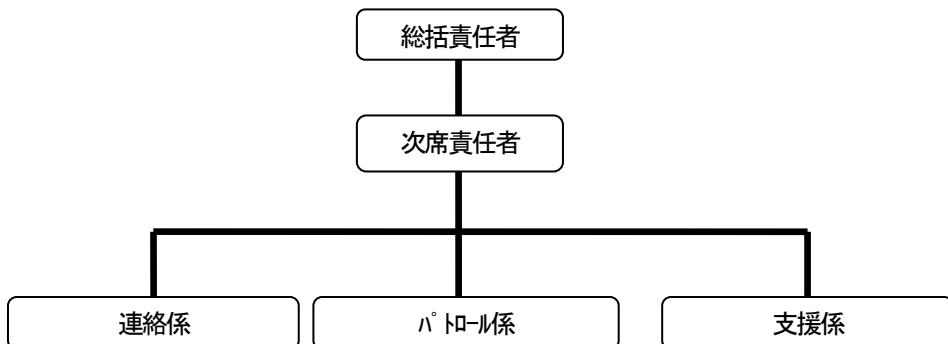
箱根町で

震度5弱以上

県内どこかで

震度5強以上または大規模な災害が発生

- 地震発生から3時間以内に3係体制を整えることを原則とする。



※各係の人員等については、指定管理者において適切に配置すること。

勤務時間外　震度4

箱根町で　震度4

報道等による情報収集を行い、公園に被害の発生が予測される場合には、現地の確認を行う。現地の確認を行い、被害が確認された場合は、その結果を県小田原土木センターへ報告する。

(2) 時系列別の対応

①〔初動時(地震発生から3時間後まで)〕 管理事務所体制確立

●初動体制報告

【連絡係】

- ・地震発生から、昼間30分を目途として、県小田原土木センタ一に初動体制等を報告する。→ **報告様式1**
- ・夜間は職員が到着後速やかに報告を行う。

●情報収集、園内情報伝達

【連絡係】

- ・テレビなどから集めた情報を、掲示等で園内に伝える。
→ **情報提供様式**
- ・園内施設と連絡を取り、被災状況、避難誘導などの情報を共有し、対応を調整する。

●管理事務所の安全確認と機能回復

【支援係】

- ・建物本体と設備の安全、稼動状況を確認する。
→ **管理事務所安全確認チェックリスト**
- ・電力、通信機能、水等を確保する。
 - 停電時は自家発電設備の稼動、燃料や電池の在庫確認
 - 内外への通信機能の確認
 - 備蓄している水等の確認、配給準備

●負傷者への応急措置

【支援係】

- ・負傷者への応急措置を行う。
- ・更なる手当てが必要な場合は、地元市町村の救援拠点等と連携し対応にあたる。

②〔初動時(地震発生から3時間後まで)〕 園内パトロール、避難誘導

人命優先・被害拡大防止を第一に

●被災状況把握

【パトロール係】

- ・初動体制確立後1時間以内を目処に、要点検箇所を巡視し、被災状況と利用状況を把握し、連絡係に報告する。
- ・把握した情報を図面上に取りまとめる。
(情報収集はパトロールにより行うことが望ましいが、周辺の状況や安全などを考慮し、パトロールを実施するかどうかの判断を行う。)

●応急措置

【パトロール係】

- ・危険箇所には即時の対応を行う。
- ・人命に関わる危険区域、被害拡大の恐れがある区域等に、バリケード設置等を行い、立入防止措置を取る。

●利用者避難誘導

【パトロール係】

- ・自宅や避難所への移動が危険な場合等は、安全の確認された広場等で様子を見るように誘導する。
- ・管理事務所の安全が確認されれば、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して、室内への誘導も検討する。
- ・周辺の道路状況、移動手段に係る情報等を案内し、車での移動を控えるなど周知する。
- ・支援係は、園内放送などで上記内容を呼びかける。

●工事現場の対応（施工中の場合）

【パトロール係】

- ・施工業者との協力により、現場の安全確保を行う。

③〔緊急時(地震発生後から3日間)〕 応急対策業務

●被災状況、体制等の状況報告

【連絡係】

- ・重大な被害については、随時連絡すると共に、軽微な被害などは、原則として午前と午後に各1回、報告様式2により報告を行う。

●応急対策・利用者（滞留者）対応の継続

【ハ"トロール係】

- ・危険度、被害拡大の緊急度の高いものから順次、対策を充実強化させていく。
- ・現場の状況により、利用者（滞留者）や車両の立入禁止区域を設定する。

●利用者（滞留者）対応の継続

【支援係】

- ・利用者（滞留者）の状況に応じて、必要な公園施設（休息用施設、トイレ、夜間照明等）を使用できるようにする。
- ・放送、掲示等により、交通機関の状況、広域避難所や救護拠点等への移動経路などの情報を提供する。
- ・負傷者への救急措置を継続する。
- ・状況に応じて、室内に要配慮者や女性の専用スペース（安心して着替えや授乳できる空間）を設置する。
- ・園内で避難している利用者（滞留者）に、飲料水等の配布を行う（避難場所の場合は、地元市町と連携して行う）。

●救助・救援活動への支援

【支援係】

- ・救助活動支援のため、利用者（滞留者）や車両の立入禁止区域を設定する。
- ・地元市町村が運営する避難所などの支援を行う（避難場所の場合）。

④ 復旧・復興時（地震発生4日後以降）

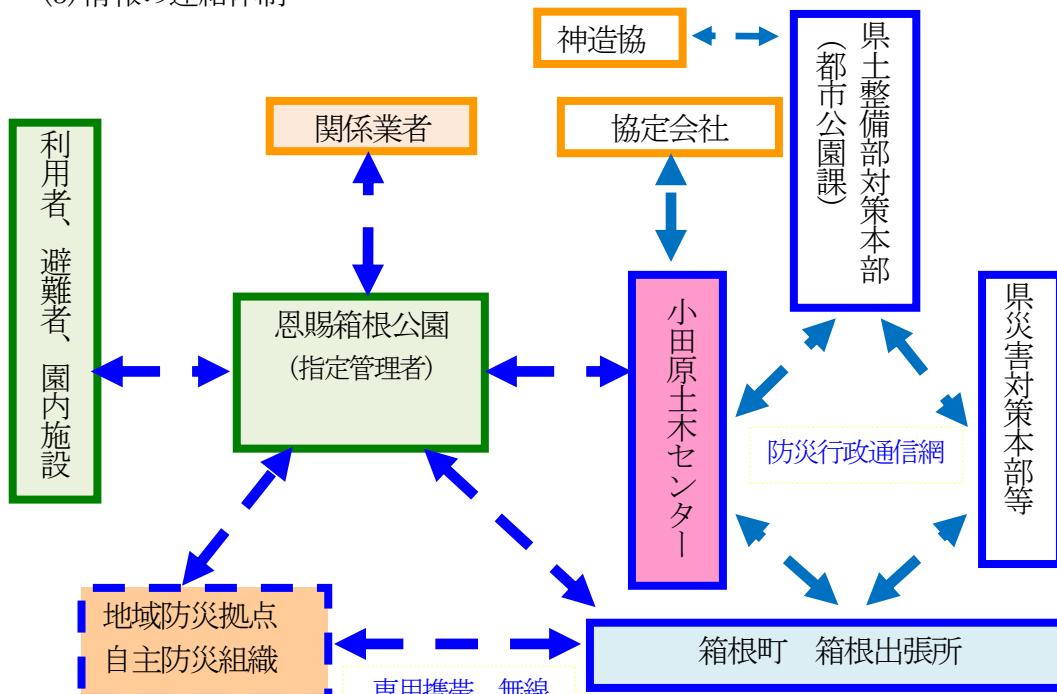
指定管理者は、職員の体調や公園施設の利活用状況等に応じて、県小田原土木センターと調整の上、適時通常体制に移行し、次の業務を行う

作業実施の確保	指定管理者が復旧、復興時に使用する、機材の燃料の調達等。備蓄品の状況確認。
連絡調整	県小田原土木センター、小田原市との連絡調整 必要な情報を園内に放送、掲示
安全確保	余震対応、園内の安全確認、必要な立入禁止等の対策の実施
避難者対応	帰宅困難が解消した後に公園に滞留する避難者への対応 ・最寄りの避難所への移動を勧める。 ・避難所に移動できない避難者への対応 →箱根町との連携

復旧・復興活動への支援	復旧・復興活動の拠点としての利活用の要請があった場合、県小田原土木センターからの指示に応じて、広場や園路、その他の施設を提供する。
-------------	---

公園復旧	指定管理者直営で行える簡易な復旧作業や緊急性の高い復旧作業（関係業者にて施工する支障物の除去など）は、速やかに実施する。
------	--

(3) 情報の連絡体制



協定会社：地震、風水害対応などで県事務所が災害協定を締結している緊急業者（建設業協会の会員業者等）

関係業者：公園内の施設や設備の状況に通じている比較的近傍の電気、水道、造園土木等の業者や団体など

3－3 公園施設について

(1)公園施設状況

公園施設	施設規模、仕様	想定される利活用
湖畔展望館	R C2階建、延床400m ² 、 トイレ 男大2小2女4+みんなのトイレ1	情報センター、救急措置、一時避難
中央広場	1,200m ² 、収容可能人数600人	避難
駐車場	普通車62台 大型車9台 二輪車10台	応援活動拠点、物資置き場
トイレ	駐車場：男大2小7女7+みんなのトイレ1、展望館裏：男大2小5女5 みんなのトイレ1 車廻し前：男大2小3女3+みんなのトイレ1 処理方式はすべて下水道	
水関連施設	受水槽、高置水槽	防火・生活用水
照明・放送設備	あり	夜間避難誘導、情報伝達

(2) 物資の備蓄状況

令和2年3月現在

園内の保有量	寝具(毛布)75枚、飲料水500ml 120本、乾電池(単一) 120個、 非常食(水+カロリーメイト) 420セット、非常食(水+ビスケット+防寒シート) 15セット、非常用トイレ1000袋 上記に職員用含む
--------	---

第4章 指定管理者が行う平常時における防災への取組

4－1 震災時利活用施設等の維持管理

(1) 施設の日常点検

震災時に利活用が想定される施設の点検周期、方法等を定めたチェックリストを作成しパトロールを実施する。

- ・基本的に月1回、震災時のパトロールコースを、異状の有無や動作等を確認しながら巡回する。
- ・法定点検が必要な施設は、スケジュールを定め実施する。

(2) 備品類の日常点検

- ・毎年1回以上、動作や残量の確認等の総点検を行い、必要な交換や更新を行う。
- ・防災対策に常備しておくべき資機材及び救急医薬品はリストを作成し、管理事務所の分かりやすい場所に保管するとともに、保管場所を明記したリストを掲示する。
- ・通常業務に使用するものは、使用後に必ず保管場所に戻す。別の場所に保管する場合は所在を記入した案内図を備えつけ、非常時に確実に使用できるようにする。

4－2 意識向上と行動訓練

(1) 意識向上の取組

①指定管理者職員の意識向上

- ・職員各自が震災対応について理解しておく。
- ・家族との連絡方法や個人として参集時に持参するものは常時から備えて、緊急時には震災対応に専念できるようとする。
- ・常に防災関連情報の収集を心がけ、防災に関する講習や研修会に参加することが望ましい。

救命講習、AED講習等

②利用者・近隣住民への働きかけ

- ・具体的な施設の利活用のパネル、実際に使用する備品類の展示など、公園の災害時対応についての情報の周知、普及について検討する。

(2) 行動訓練

①指定管理者職員

- ・震災時利活用施設の点検に合わせ、公園利用者の避難誘導や救急活動等の訓練を実施する。（年1回以上）
- ・年1回以上の勤務時間外の参集訓練を実施すること。

②市町村等（自主防災組織等）との連携

・意見交換

定期的に震災時対応についての意見交換の機会を持ち、施設の改修や社会状況の変化に応じたマニュアルの見直し等を協議する。

・初動対応

施設の解錠施錠や避難車両誘導等について協議し、初動対応の協力体制を確立する。

・共同での訓練、体験イベント

箱根町と共同で行うなど初動対応訓練の実施を検討する。より多くの参加に向け、炊き出し体験や施設利用体験などを含んだ住民参加イベントの開催も検討する。

年1回以上の共同訓練や体験イベントの開催が望ましい。

資料編

報告様式1（初動体制）

恩賜箱根公園→小田原土木センター

○月○日（ ） ○時○分現在

△ 時△分 恩賜箱根公園現地対策本部設置 参集人員□□□以下〇名

パークセンター：職員の被害なし、利用者軽いケガ4名

停電で自家発作動準備中、有線電話不通、利用者14名を室内で保護

パークセンター周辺：来園者20名をパークセンターに収容、

報告様式2（被災状況）

恩賜箱根公園→小田原土木センター

○月○日（ ） ○時○分現在

△ 時△分 恩賜箱根公園現地対策本部設置 参集人員□□□以下〇名

被災状況

箇 所	被災状況	利用状況	対応状況

利用状況：利用者及び避難者 園内に約〇人、駐車車両〇台

避難状況：避難住民〇名、さらに増える見込み、避難所は未開設

(簡単な図を添付)

情報提供様式
(園内へ広報する内容)

○月○日 () ○時○分 地震の規模 M○. ○ 震源地 ○○

各地の震度 震度7 ○○
震度6弱 ○○、○○
震度5強 ○○、○○、○○、○○、○○

大津波警報 第1波 ○時○分、○○で○m
△△で△m

交通被害 J R 東海道線 全線不通、相模線 全線不通
小田急線小田原線 全線不通、江ノ島線 全線不通
道路……

避難関係 避難勧告、指示、収容施設

市の応急対策

給水及び給食、電気・ガス・水道等による二次災害の防止、防疫、臨時災害相談所の開設

管理事務所安全確認チェックリスト

箇 所	点検内容	判定	対 処
施設全体			
建物外観	柱・壁の亀裂、剥がれ落ち		
	傾き、沈下		退去
	ガラスの破損、飛散落下		
周辺	隣接建築物、周辺地盤		退去
施設内部			
ドア	開閉		開かなければ破壊
床	傾き、陥没		
壁・天井	損傷、落下		
廊下・階段	亀裂、剥がれ落ち		
窓	外れ、変形、破損		
家具転倒	ロッカー・棚等		
設備			
電力	外部からの供給		非常用電源
	照明		
	空調		停電時は停止
上水道	水量、水質		
	容器等への確保		
下水道・トイレ	流れるか		使用中止→代替手段
ガス	臭い確認		
通信・電話			
家具	ロッカー・棚等の転倒		
セキュリティ			
消防用設備等	故障、損傷		
施錠			
燃料、農薬	漏えい		

「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」を参考とした。

	総括責任者	チェック者
氏名		
チェック日時		